

大阪労働局発表
令和6年5月30日

【照会先】

大阪労働局総務部

労働保険適用・事務組合課

電話06(4790)6340

事業主の皆さまへ

労働保険の年度更新が始まります！

申告・納付は、令和6年6月3日（月）から7月10日（水）までに

大阪労働局（局長 荒木 祥一）は、「誰もが安心して働き活躍できる元気な大阪」をスローガンに、多様な働き方を選択できる社会をつくる「働き方改革」のさらなる推進に積極的に取り組んでいます。

労働保険制度は、労働者のセーフティネットであるとともに、働き方改革をはじめとする各種施策を推進する重要な財政基盤となります。費用負担の公平性や労働者の福祉の向上等の観点から、大阪労働局では、労働保険未手続事業一掃対策、労働保険料等の適正徴収など積極的な取組を展開しています。

【 申告書の提出先は 】

年度更新の申告は簡単！便利な！**電子申請**をぜひご利用ください。

申告書に同封しております返信用封筒をご利用いただき直接、大阪労働局へ提出することも出来ます。

※金融機関においても、同時納付（申告書と納付書を切り離さずに金融機関《銀行・信用金庫等の本支店、郵便局》の窓口で保険料を納付）する場合に限り、申告書を受付しています。

● 労働保険の年度更新とは

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「保険年度」といいます。）を単位として計算し、その額はすべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっております。

労働保険では、保険年度ごとに概算で保険料を納付いただき、保険年度末に、賃金総額が確定したあとに精算いただくという方法をとっております。

したがって、事業主は、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料の申告・納付を毎年行っていただく手続きが必要となっております。これを「年度更新」といいます。

今年度の年度更新の手続きは、6月3日～7月10日の間に行って頂く必要があります。

労働者（パートタイマー、アルバイトを含む）を一人でも雇用していれば労働保険に加入する必要があります。

● 労災保険率の変更について

令和6年4月1日から労災保険率に変更になりました。

労災保険率は、業種ごとに定められており、それぞれの業種の過去3年間の災害発生状況などを考慮し、原則3年ごとに改定しています。

【改定のポイント】

- * 労災保険率を業種平均で0.1/1000引き下げ。(4.5/1000 → 4.4/1000)
- * 一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率を改定。
- * 請負による建設の事業に係る労務費率（請負金額に対する賃金総額の割合）を改定。

● 労働保険のお手続きは「電子申請」をぜひご活用ください！

労働保険の電子申請は、[e-Gov](https://shinsei.e-gov.go.jp/)（電子政府の総合窓口）ウェブサイトからご利用いただけます。<https://shinsei.e-gov.go.jp/>



※労働保険関係の電子申請がさらに便利に！

労働保険関係手続（一部手続を除く）について、電子証明書
の用意が不要な「G Biz ID」を利用して、電子申請ができる
ようになりました。

※「G Biz ID」は登録・更新の費用も不要です。



「労働保険の電子申請に関する特設サイト」

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html

● 労働保険の「年度更新申告書」に関するお問い合わせは

「年度更新申告書」に関するお問い合わせはコールセンターへ

お問い合わせ先電話番号 **0120-405-082（通話料無料）**

受付時間 : 9時～17時まで（土日祝日を除く）

開設期間 : 令和6年5月30日（木）～7月19日（金）

※ 年度更新申告書等の審査について、下記の民間事業者に委託しています。

年度更新申告書等の記載内容について、

民間事業者 株式会社アセンサ

● 労働保険料等の口座振替納付の方法は

届出のあった口座から金融機関が労働保険料及び一般拠出金を引き落とし、国庫へ振り替えることにより、納付するものです。

★ 口座振替による納付のメリット ★

- ◎ 金融機関等の窓口に出向くことなく、労働保険料の納付ができます。
- ◎ 一度、口座振替の手続きをしていただければ、翌年度（納期）以降も継続して口座振替により納付することができます。
- ◎ 手数料はかかりません。
- ◎ 保険料の引き落としに最大約2か月のゆとりができます。

【 口座振替の申込手続 】

口座振替納付開始を希望する納期に応じて以下の締切日までに、申込用紙（「労働保険料等口座振替納付書送付（変更）依頼書兼口座振替依頼書」）に、ご記入いただき、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

納 期	第1期	第2期	第3期
申込締切日 (金融機関の窓口あて)	2月25日【終了】	8月14日	10月11日

(注：申込締切日が金融機関の休業日の場合は、翌日以降の最初の金融機関の営業日)

申込用紙は、[厚生労働省ホームページ](#)からダウンロードしていただけますが、

[労働局・労働基準監督署の窓口](#)でもお配りしております。

[厚生労働省 労働保険 口座振替](#)

[検 索](#)



● 労働保険料等の猶予制度を利用するには

労働保険料等の納付が困難となったときに、労働保険料等の猶予制度が受けられる場合があります。

猶予制度が認められた場合には、猶予期間中の延滞金の免除や、財産の差押えの猶予又は解除といった効果を受けられます。

申請方法等については、[厚生労働省ホームページ](#)に掲載しておりますが、詳細は[労働局労働保険徴収課](#)（電話番号 06-4790-6330）にお問い合わせください。

[厚生労働省 労働保険 猶予](#)

[検 索](#)



● 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託するには

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、**厚生労働大臣の認可を受けた**中小事業主等の団体です。

大阪労働局のホームページに大阪労働局管轄の事務組合名簿を掲載しております。



大阪労働局 事務組合名簿

検索



1 労働保険事務組合への委託手続は

労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託するには、まず「労働保険事務委託書」を労働保険の事務処理を委託しようとする労働保険事務組合に提出します。

委託する際には、労働保険事務組合への入会金・委託手数料等が必要になる場合がありますので、必ずご確認ください。

2 委託できる事業主は

企業全体で常時使用する労働者が

- (1) 金融・保険・不動産・小売業（飲食店を含む）にあっては**50人以下**
- (2) 卸売の事業・サービス業にあっては**100人以下**
- (3) その他の事業にあっては**300人以下**

の事業主です。

3 委託できる事務の範囲は

労働保険事務組合が処理できる労働保険事務の範囲はおおむね次のとおりです。

- (1) 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- (2) 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- (3) 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- (4) 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- (5) その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務から除かれています。

4 事務処理委託のメリットは

- (1) 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、**事務の手間が省けます。**
- (2) 労働保険料の額にかかわらず、**労働保険料を3回に分割納付**できます。
- (3) 労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども、**労災保険に特別加入**することができます。